

## 年末年始の休業について

一般社団法人北海道消費者協会、北海道立消費生活センターは次のとおり休業いたしますのでお知らせします。

令和 6(2024)年 12 月 28 日(土)

～

令和 7(2025)年 1 月 5 日(日)

## 年末年始のお知らせ

### 年末年始のセンター利用時間について

- ・北海道立消費生活センターは、令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）の期間は休館となります。消費生活相談の受付を含め施設のご利用はできませんので、ご了承ください。
- ・年内のご利用は、消費生活相談受付は12月27日（金）午後4時30分まで、施設利用は同日午後5時までとなります。令和7年は1月6日（月）午前9時から消費生活相談、施設ともご利用いただけます。

### 電子メール相談の回答について

- ・電子メール相談について、令和6年12月27日（金）の午前9時までに受け付けたメール相談は、原則として令和6年12月27日中にご回答いたします。令和6年12月27日（金）午前9時以降に受け付けたものについては、令和7年1月6日（月）以降のご回答となりますので、予めご了承ください。

### クーリング・オフについて

- ・クーリング・オフなど期間の定められたものについて、年末年始はとくにご注意ください。  
（クーリング・オフについての詳細は[こちら](#)をご覧ください）
- ・クーリング・オフは発信主義ですので、クーリング・オフ通知を発信した日がクーリング・オフ期間内であれば、相手方に到達した日が期間を過ぎていても有効です。通知を行う際は、発信日が明確となるように郵便局窓口にて特定記録郵便や簡易書留で差出します。郵便局が開局していない時間（窓口取扱時間外）であっても、集配局のゆうゆう窓口では、特定記録郵便などの郵便物の差出しが可能です。お近くの集配局及びゆうゆう窓口開設時間については、[日本郵便ホームページ](#)でご確認ください。